

保護者各位

学校法人浄泉寺学園

「子育てのための施設等利用給付」制度による 保育料無償化と諸費改定について

平素は洗心幼稚園 認定こども園の教育活動にご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和1年10月より、「子ども・子育て支援法」が改定となり「子育てのための施設等利用給付制度」が開始されました。非常に煩雑な制度設計になっておりますが、以下で項目を分けて説明をいたします。ご理解・ご協力の程よろしく申し上げます。

なお、3号認定(2歳以下)は、**第2子以降が無償化対象**です。(諸条件あり)。このお知らせは、主に満3歳以上の1号認定・2号認定の皆様方にあてたものとなりますが、現在3号認定の方もご確認をお願いします。

子ども・子育て支援法の一部を改定する法律の概要

「我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育および保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的な負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設するなどの措置を講ずる。」

法律の文言で言うと非常にわかりにくいですが、ざっくり言うと以下のような意図が読み取れます。

- ・子育て世代を応援します。社会保障を高齢特化から、全世代型へ抜本的に変えていくため、子育てを行う家庭支援として**幼児教育の無償化**を実施していきます。
- ・生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育が重要です。そのため、**すべての子供に質の高い幼児教育を受けられる場**を保証します。
- ・少子化対策のため、幼児期の教育にかかる負担軽減を図っていきます。

以上を前提として制度が改定され、「**子育てのための施設等利用給付制度**」により家庭へ保育料の支援が行われます。

用語の説明

詳しい内容の前に、用語の整理として**保育認定**を説明します。

●クラス年齢・・・

クラス年齢は、**その年度の4月2日時点**で所属の年齢が決まります。2歳児クラスを例にすれば、仮に今10月として・・・5月生まれで3歳になっていても2歳児クラスです。3月生まれでまだ2歳でも、その年度は2歳児クラス所属になります。(3歳になったので3歳児クラスになる訳ではありません。)

以下の説明の年齢は、前述の考え方で記載しています。(満3歳クラスを除く。)

●3号認定・・・

0歳～2歳クラスで、保育を必要とする事由(就労等)がある場合。

●新3号認定・・・

1号認定 満3歳児に該当する場合で、市民税非課税世帯かつ保育を必要とする事由がある場合。

●2号認定・・・

3歳～5歳で、保育を必要とする事由がある場合。

当園では、りす組以上が対象です。仕事や介護などにより保育の必要のある家庭が該当します。

●新2号認定・・・

2号認定と同程度の要件があるが、2号認定での入園が叶わなかった場合などが該当します。

当園で言えば、2号認定と1号認定の併願で申し込んだが、利用調整の結果1号認定で入園した後、あらたに申請した場合が新2号認定にあたります。

2号短時間認定とほぼ同じ認定の要件(就労証明書等)が必要です。

教育日数は1号認定と同じです。教育日数に該当する開園日以外(長期休暇期間など)の利用は、預かり保育の利用となり、預かり保育に対しても一部無償化されます。

休日や長期休暇期間などは、基本的に1号認定とおなじです。

名称に2号とありますが、どちらかというと1号認定の変則が新2号です。**【新2号認定=1号認定+預かり保育】**と考えると理解しやすいと思います。3歳(年少)から対象です。

●1号認定・・・

年度の4月2日時点で、満3歳以上(もしくは、年度の途中で満3歳になる場合は満3歳になった日から)で、新旧2号/3号認定**以外**の場合。当園では、ひよこ組以上で新旧2号・3号認定**以外**が1号認定となります。いわゆる幼稚園利用が該当します。

●新1号認定・・・

当園は該当しません。(従来の幼稚園制度対象)

認定	年齢	保育の必要性 (親の就労等による証明書)	保育料無料化対象	預かり保育 一部無償化 (14:50～16:30)
3号	0-2	必要	×	-
新3号	満3	必要	○ 非課税世帯等の要件あり	○
2号	3-5	必要	○	-
新2号	3-5	必要	○	○
1号	満3歳-5	不要	○ 教育時間のみ・預かり保育部分は対象外	×

※満3歳児は、新2号に相当する認定がありません。そのため、就労等の事由があっても預かり保育部分の無償化はありません。

●「教育標準時間」・「預かり保育」と「延長保育」

・**教育標準時間**・・・制度上1号認定の利用時間の、10:00～14:00の4時間を指します。ですが、当園の場合、教育便宜上、通常保育08:30～14:50(午前保育日の場合は12:20)としています。

・**預かり保育**・・・教育標準時間終了後から16:30までの時間が、「預かり保育」です。

・**延長保育**・・・教育標準時間の前の時間(①7:00～7:29、②7:30～8:29)と、預かり保育の後の時間(③16:31～17:30、④17:31～18:30、⑤18:31～19:00)を、「延長保育」としています。

保育料無償化の範囲

(これ以後、特に断りの無い限り、単位のない数字については円を適用)

●保育料

・年少以上の園児(1号・2号・新2号・新3号認定)は、保育料無償化の対象となります。保育料支払いは0となります。

時間は、1号認定は教育時間(当園では8:30～14:50)が対象になります。新2号認定は教育時間と預かり保育の一部が対象になります。

・3号認定は、第2子以降が対象となります。

いずれも、保育料等の滞納がないことが無償化対象の前提となります。

保育料以外の費用に関して

保育料以外の諸費については、無償化対象外です。

- 教育拡充費
- 施設環境整備費
- 教育付加金
- EESNクラス利用料・・・利用者
- 食育費(給食費)
- バス維持管理費・・・利用者
- 預かり保育・延長保育 利用料・・・利用者
- 教材費・制服費
- 父母の会費など実費負担分

預かり保育の利用時間・利用料について

・長期休暇期間は、1号認定の利用希望者は、教育標準時間に相当する時間のみを預かり保育の対象とします。それ以後は、1号認定の方でも保育を必要とする利用事由がわかる書類の提出をいただきます。

・新2号認定の制度ができたことで、預かり保育の利用者がたいへん増加しました。結果として、今までの職員配置より厚く配置が必要となり、就労等の時間が分かる書類に沿った利用料金とします。

・16:30までが制度の対象となったため、本来利用する必要の無い方まで利用するようになり、さらなる職員配置が必要となっています。預かり保育時間も一部ご負担をお願いしています。

・原則として、教育標準時間内での就労証明の場合は、新2号認定として認定されたとしても、新2号としての受け入れはいたしかねます。(例えば就労時間が14:00までの場合など) 認定自体は要件を満たしていれば受けることが出来ますが、園では受け入れいたしかねます。

●預かり保育・延長保育利用料表(以後、単位のないものは単位:円)

(表1-1)1号認定・新2号認定通常期(通常期=長期休暇期間以外) 1回あたりの料金

	14:51～16:30(預かり)	16:31～18:30(延長)	16:31～19:00(延長)
1号認定	550		
新2号認定	100	100/20分	300

(表1-2)預かり保育料金・長期休暇期間

	長期休暇期間(教育時間) 8:30～14:50	長期休暇期間(教育時間後) 14:51～16:30
1号認定	設定無し(就労証明提示の場合700)	設定無し(就労証明提示の場合550)
新2号認定	250	550

※新2号認定で、8:30～16:30まで通しで利用する場合は600となります。08:30～14:50内の利用(14:50までにお迎えに来る場合)は150となります。(無償化対象部分含む)

(表2)1号認定預かり保育上限料金

	4～7月・9～3月	8月
利用時間	8:30～16:30 (長期休暇期間は08:30～14:50)	8:30～14:50
1号認定	7000	7000

●1号認定

・通常期(長期休暇期間以外)

14:50～16:30は450とし、**それ以後は新2号認定と同じとします。**

・長期休暇期間

8:30～14:50で利用できます。それ以後は就労等の保育を必要とする事由がある場合に利用可
受け入れには就労証明書が必要です。

・1号認定では、就労証明書の提出があっても預かり保育時間の一部無償化対象外となります。預かり保育時間一部無償化の対象となるのは新2号認定です。必要であれば新2号を検討ください。

・1号認定では、表1が1回あたりの利用料金です。表2が積み上げ方式の上限額です。

・預かり利用が積み上がって、表2額となりましたら、月間利用として表2上限金額を適用します。

・上限の計算はコドモンでおこなっています。上限となった場合はこちらからご連絡いたしますので、月間利用申込書の記入をお願いします。打刻漏れなどがあると、適応が出来なくなりますので、毎日の打刻確認をお願いします。

・佐野市に住民票がある場合、佐野市の預かり保育利用補助1000があるため7000になります。他市町村は減免ありませんので8000となります。利用補助は現物支給(法定代理受領)となりますので、後日領収書を記入し提出が必要となります。

	4～7月・9～3月	8月
利用時間	8:30～16:30	8:30～16:30
1号認定	7000	7000

※上記は、減免後の価格です。

●新2号認定・新3号認定

・預かり保育部分が一部無償化となります。預かり保育部分の無償化に関しては、平日も長期休暇中も等しく公定価格として1日あたり450が提示されています。これは要綱では2号短時間認定と同じ要件で、1日8時間開所に相当するため、当学園では2号短時間認定と同様の扱いとなります。

・新2号、新3号認定であれば、8:30～16:30までの時間で、保育を必要とする時間の利用は無償となります。それ以後の利用は2号短時間認定と同様、利用した部分の支払いといたします。

・表1の料金は、預かり保育無償化を適用後の料金です。

・新2号・新3号認定は預かり保育月間料金はありません。

●新2号・新3号の利用料の支払いと給付

・保育料は法定代理受領ですが、預かり保育の利用料も、佐野市の場合法定代理受領(現物支給)となっています。

・後日、園より案内がありましたら、利用の確認(利用証明書)と、領収書を記入し提出してください。

新2号認定を希望するには

- ・佐野市の資料を参照して、必要書類を幼児教育棟の職員室までご提出ください。認定変更申請は必要に応じて受け付けていますので、主事までお問い合わせください。
- ・提出書類は、両面印刷で桃色の用紙の「申請書」と、「就労(内定)等証明書」の2種類です。
- ・資料中では**11300まで無償**とありますが、当園に限らず**8時間以上開所の園**を利用する場合は、1日あたり450と上限が決められており、総額で11300までではありません。
- ・当園以外に他施設(療育や認可外施設など)を並行利用する場合があっても、(相手先は無償化対象の施設でも)無償化対象外となりますのでご注意ください。
- ・「保育を必要とする事由」(必要性の認定要件件・新3号認定も同じ)は、以下のようになっています。
 - ・1か月あたり、64時間以上の就労を常態としている。
 - ・妊娠中であるか、出産後間もない
 - ・保護者の疾病、負傷、精神もしくは身体に障がい有して、保育が困難
 - ・同居の親族を常時介護または看護している
 - ・1か月あたり、64時間以上、就学または技能習得をしている。
 - ・災害復旧にあたっている。 ・虐待やDVのおそれがある ・求職活動をしている
 - ・育児休業を取得している

来年度の募集はどうなるのか

- ・1号・2号認定併願申込みで、12月の利用調整後に2号認定利用できない場合もあります。その場合は、1号認定として入園決定した後に新2号認定に変更申請してください。
- ・「新2号に申し込む」というより、「2号に申し込んで2号の利用調整不可の場合に、1号認定で入園して新2号に変更を申し込む」というイメージです。
- ・新3号認定は、1号認定で入園し、新3号の要件に足りていれば適応となります。対象者は自治体より確認が来るかと思いますが、対象であって案内がない場合などはご連絡ください。

せんしん未来サテライトの保育料

- ・せんしん未来サテライトも、3歳以上の保育料無償化の対象となります。基本的には、保育料・諸費ともに上記の2号認定・3号認定と同じ様な運用です。
- ・サテライト籍も、令和6年10月より第2子以降無償化の対象施設となる予定です。

以上